主 文 本件控訴を棄却する。 当審における控訴人の新たな請求を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

控訴人は「原判決を取り消す。被控訴人は控訴人に対し、一七二、五〇〇円及びこれに対する昭和二六年一月一日から支払ずみまで、年五分の割合による金員を支払うこと。訴訟費用は、第一・二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を、被控訴人は、主文同旨の判決を求めた。

控訴人は、主文同旨の判決を求めた。 事実及び証拠の関係は、控訴人において「(1)本件賃料一五、〇〇〇円のう ち、被控訴人が控訴会社代表者に送金して支払うべきその半額七、五〇〇円の支払 期限は、毎月その月末までである。(2)本件建物の賃貸借は、昭和二四年一月一 一日原審共同被告であつたAと被控訴人の両名が、控訴会社代表者と交渉し、ハイ ウエイ自動車整備工場経営者の一人である訴外のB名義で、同工場の事業用建物として、控訴会社から賃借し、また、事実同工場の事業用に使用されたのであるから、賃借名義人のいかんを問わず、同工場の経営者がすなわち賃借人である。しかして、Bは、同年二月頃すでに病気のため、同工場の実際上の経営から離脱し、被 控訴人が、その主たる経営者として実際その運営にあたつたので、被控訴人が本件 建物の賃借人というべきである。かりにしからずとするも、被控訴人は、同年二月 度初の負債人というべきである。かりにしからりとりるも、被控訴人は、向年二月頃、Bから同工場を転借したものというべきであるから、当審においては、新たに予備的に転貸借契約に基いて、転借人たる被控訴人に対し本位的請求と同額の賃料の支払を求める。(3)被控訴人がハイウエイ自動車整備工場の経営者であるとの点について。同工場が実際事業を開始した昭和二四年二月頃から、被控訴人は、控 訴人が右工場において所有した工具の保管責任者となり、同工場を独占経営し(甲 第一・四・五号証)、被控訴人名義で、自動車等の修理見積書を提出し、修理代金 を領収し、対外的にも公然と同工場の経営責任者として行動している(甲第八号証 の一から七まで、第九号証の一・二)。鹿児島県庁は調査の上、被控訴人が同工場 の経営者で、自動車等の修理代金の債主であると認定している程である。 (4) 以 て、予備的請求として、被控訴人に対して、賃料全額の支払を求める。(5)被控 訴人は、右工場の経営者の一人であるCらの要望により、同工揚をその器具、工員 とともに、譲り受け、鹿児島市a町にこれを移転し、ハイウエイ自動車工場という 前主の商号を続用して、被控訴人単独で経営したが、その後これを会社組織に改めている。もつとも、譲受後の続用商号は、ハイウエイ自動車修理工場で、従前の商 号は、ハイウエイ自動車整備工場であり、その間整備と修理との差異はあるが、と もに自動車の修繕を意味し、商号の同一性認識の主要部分においては、異ると はないので、ハイウエイ自動車工場という商号として、前後同一性を保つて失うこ とはない。また、商法第二六条にいう営業の譲渡・譲受中には、売買、贈与その他 譲渡当事者間の契約に基くものの外、現実に前主の営業と同視すべき営業行為を後主が引き続きなしている場合をも、包含することは、同条の設けられた趣旨よりして明らかである。」と述べ、当裁判所の調査嘱託に基く鹿児島県知事の回答書を甲第九号証の一・フレーで採田し、出来証し及の証金、出来地に合社はまます。 第九号証の一・二として援用し、当審証人Dの証言、当審控訴会社代表者本人の尋問の結果を援用し、乙第六号証の一・二の成立を認め、被控訴人において「控訴人 主張の原判決事実一に記載の建物四棟全体を訴外のBが、昭和二四年一月一一日一 ケ月の賃料を一五・〇〇〇円とし、内七・五〇〇円は借地料として同訴外人から直 接控訴会社に対する右建物敷地の賃貸人Eに支払い、残余の七・五〇〇円は、福岡 市に居住する控訴会社代表者に、毎月その月分を月末までに送金して支払う約で、 控訴会社との間に賃貸借契約を締結したことは争わない。ただし、賃借人たるBが使用のため、引渡を受けたのは、控訴人主張の原判決事実二に書いてある本件建物二棟のみで、他の二棟は、第三者が占有していたため、控訴人においてこれをBに引き渡すことが不能であったので、この知公については、統領とは任何と言うに 引き渡すことが不能であつたので、この部分については、控訴人は賃料を請求し得 ない。控訴人主張の前示(2)から(5)までの事実は、すべて争う。被控訴人 は、ハイウェイ自動車整備工場とは、全く関係がなく、従来答弁したように、同工 場建物の賃借人ではなく、同工場は控訴人のいうように共同経営にかかるものでは ないので、もとより被控訴人は、その共同経営者の一人ないし転借人でもなく、同

工場の営業を譲り受けたこともないのである。Bは、右工場経営中不幸にして病魔におかされたため、その実母C・実兄A等が事業を経営したが、肝心なBの病気が永引いたので、工場の維持経営ができず、遂に同工場の営業は廃止されるにいた。その後被控訴人が他の者と共に、有限会社ハイウエイ自動車修理工場を書き、設立したことは、事実であるが、被控訴人において、Bの名称及び同人の営業を設立したことはなく、右会社は全く別個の会社である。要するに、改善を業を持ている。」と述べ、乙第六号証の一・二を提出し、当審被控訴を人の尋問の結果を援用し、甲第九号証の一・二の成立を認め、甲第八号証の一・「第一号証の一、こ、」とあるのは、「第一号証の一・二」の誤記である。すなわちりである。

理由

控訴人主張の原判決事実摘示一の事実及び訴外のBを賃借名義人として、控訴人 との間に、控訴人主張にかかる内容の賃貸借契約(ただし、賃貸借の目的たる家屋 を、被控訴人は、工場三棟及び事務所一棟の四棟であるといい、控訴人は、右四棟の中建坪六四坪及び六坪の工場二棟のみと主張して争がある。)が、昭和二四年一月一一日成立し、その頃、建坪六四坪と六坪の工場二棟(以下本件建物と略称す る。)の引渡がなされ、ついで、自動車の修理等を目的とするハイウエイ自動車整 備工場(以下本件工場と略称する)が、事業を開始するにいたつたことは、 間に争がなく、(一)この争のない事実と、(二)成立に争のない乙第二号証により認めうる控訴人が昭和二五年九月二八日付書留内容証明郵便をもつて、本件工場 の代表者をCと明示して、工場建物について賃貸借の本契約もしないで、事業を開始し、かつ、一月分の賃料も払わないのは不都合であるとて、同人に対し賃貸借を 解除し、本件工場の明渡を求める旨通告したこと。(三)ついで、成立に争のない 乙第四号証のように、控訴人は同年——月——日(乙第四号証はたんに——月—— 日付となっているが、右(一)の当事者間に争のない事実と同書証の文面とを対照 すると、昭和二五年一一月一一日付のものであることが明らかである。)右Cに対し、「貴殿方が工場建物を使用しながら、少しも賃料を払わないが、仲人を入れず一度直接会つて解決方法を話し合い度い。」旨申し入れていること。(四)越えて翌昭和二六年一月にいたり、控訴人は、成立に争のない乙第三号証に見るとおり、石C及び被控訴人(の外、当事者弁論の全趣旨により認定できる本件建物の敷地の話者ではなるが、大体建物の賃貸借の出車をできます。 所有者ではあるが、本件建物の賃貸借の当事者でも、賃料支払義務者でもない、E ことEをも被告として)同被告等を相手取り、鹿児島地方裁判所に対し、控訴人所 有の鹿児島市 b 町所在(同号証には同町 c 番地の工場と書いてあるけれども、当事 者弁論の全趣旨及び当審控訴会社代表者の供述によると、同町 d 番地の e 所在の工場を指すことが明らかである。)の工場を一月の賃料一五・〇〇〇円と定めて賃貸したと称し、賃料等請求の訴を提起したのであるが、該訴状においては、賃貸借の目的物が特に本件建物二棟に限定されていることを記載主張していないこと。
(五)控訴人が原審第一回口頭弁論期日において、本件四棟の建物全部につき、賃 料一ケ月一五・〇〇〇円として、控訴人主張にかかる内容の賃貸借契約が成立したと主張し、被控訴代理人の問に対しても、重ねて、右四棟全部について賃貸借が成立した旨答え(記録一二丁・訴状第一項から第五項まで参照)、同第二回口頭弁論期日において、これを改め被控訴人が賃借を申し入れたのは、本件建物二棟のみでは、大大田の地方のおりにより、「大大田の地方のおける」と記述している。 ある旨釈明している、控訴人の原審における弁論の全趣旨。(六)原審控訴会社代 表者の供述によつて認められる同会社が本件四棟の建物において、昭和二三年三月 まで、自動車修理業を経営し、その頃これを閉鎖したこと。(七)成立に争のない 乙第一・五号証、原審共同被告であつたAの尋問の結果によつて成立を認める甲第 一号証の一・二、成立に争のない甲第三号証・第八号証の一から七まで、同九号証 (八) 原審証人C・B・F・G・E・Hの各証言、原審証人Iの証言の 一部、原審及び当審証人口の証言の一部、原審及び当審被控訴本人の尋問の結果、 原審共同被告Aの尋問の結果の一部の以上(一)ないし(八)に、当事者口頭弁論の全趣旨をかれこれ合わせ考えると、つぎの事実、すなわち、 訴外のBは、昭和二三年暮頃まで、進駐軍の車輌修理に従事していたが、これに

訴外のBは、昭和二三年暮頃まで、進駐軍の車輌修理に従事していたが、これについて特別の技能を有していたので、進駐軍関係者から独立して自動車修理工場を営むよう勧められ、たまたま、控訴会社が昭和二三年三月頃まで、自動車修理工場に使用し、その後は休業閉鎖していた、同会社所有の本件一連四棟の建物を借り受けて実母C及び兄Aと協議の上、三名共同して右建物を使用し、自動車修理業を始

めようと決意し、母Cの亡夫Jの生前、同人と親交があり、また右四棟の建物所在地の地主で控訴会社に対する同土地の賃貸人Eとも、ともに鹿児島市市会議員同志であつて知友の間柄である被控訴人に、これが賃借方を依頼したので、被控訴人 は、昭和二四年一月一一日右Aから旅費を出して貰い、同人および右建物所在土地 の滞納借地料の請求におもむいていたEとともに、福岡市に居住する控訴会社代表 者Kを訪ねBとC・Aの三名が共同し自動車修理業を営むために、前示四棟の建物 を賃借されたい旨交渉したところ、控訴会社は、これを諒承しBに対し、右四棟の建物全部を、賃料ーケ月ー五・〇〇〇円とし、うち七・五〇〇円は、借地料の滞りがあつたのでBから直接地主臣に支払い、残余の七・五〇〇円は右Kに毎月月末ま でに送金支払うという約旨で賃貸することを承諾したが、当時右建物には他人がは いつていたので、これが明渡を済まして、四棟全部を引き渡した際、改めて日を賃 借人とする右賃貸借契約についての公正証書を作成することにした。 (控訴人の主 張するように、被控訴人を実質上の賃借人としたのではない。)かくて、控訴会社 は、同年一月に解雇したその社員Hが、右四棟のうち一棟に居住し占有しているの を早急に立ち退かせるための手配などはしたものの、結局賃借人Bが引渡を受けたのは、本件建物二棟にすぎず、他の二棟の建物は、約旨に反し、控訴会社が賃借人をして、その使用収益をなしうべき状態におかなかつたため、約定の公正証書は作 成されるにいたらず、本件建物のみについての賃料も取りきめられないまま、進駐 軍関係者から得た資金などで、Bは、母C及び兄Aを共同事業者(組合員)とし、 ハイウエイ自動車整備工場という名称の下に、機械工具を使用し相当数の工員らを 雇用し、本件建物で自動車修理等の事業を開始したが、いく日も経たないで、昭和 二四年二月一〇日頃急性肺炎を煩つたことから肺結核に移行発病して病臥する身と なり、その後間もなく、Aは意見の相違から、弟のB及び母Cと不仲となって、両 名暗黙の承諾の下に、右組合事業から脱退してしまい、本件工場は右両名の共同事 業となつたが、Bは療養中であるため、国民金融公庫が開業した後は、同公庫から 資金を借用するなどして、Cが、被控訴人や従業員らの援助協力の下に、これを維 持継続して行つたのであるが、昭和二四年一一月頃からは、被控訴人も本件工場の 経営に加入して、共同経営者(組合員)の一人となり、鹿児島県庁から請け負つた車輌修理の代金の請求及その領収なども「ハイウエイ自動車整備工場L」の名義をもつてなすなどの業務を執行したとはいうものの、本件工場は肝要なBが病臥中である上に、女のCが主として経営した事情などの為、控訴会社に対する賃料さえ支 (もつとも賃料がきまらなかつたので支払う訳に行かなかつたこともそ の一因である。)昭和二五年九月二八日には、控訴会社から前示(二)のような通 告を受ける状態となり、その後遂に経営不能となつて工場は閉鎖されるにいたり、 (控訴会社に対する賃料債務の弁済は別として、)閉鎖に伴う残務整理も大体片付いた頃、本件工場の一部工員らの懇請もあり、被控訴人は、その管理していた、鹿児島市 a 町に工場を建築し、本件工場の営業譲渡を受くるがごときことなく、これとは全く別個の、ただし名称は本件工場に類似する、ハイウエイ自動車修理工場ととより計画を選集を表し、 いう自動車修理等を目的とする被控訴人単独経営の工場を設けて経営し、その後間 他の社員とともにこれを有限会社ハイウエイ自動車修理工場に改組した 被控訴人において、その代表取締役となり、本件工場の従業員の一部をこれに

「WRITH Construction of the construction of t

たるものはなく、また、本件建物のみの賃料が一ケ月につきなに程をもつて適正相当であるかという点については、本件に現われたすべての証拠によつて、本件建りの賃料を支払う義務があるとしたところで、控訴人において本件建物の賃料をするがあるとしたところで、控訴人において本件建物の賃料をするがあるがあるとしたところで、控訴人において、失当であるから排斥するの外はない。しかし、控訴人は、事実摘示のとおり、あまたの請求原因事実を主張して、被控訴人に対し、本件建物の賃料を訴求しており、また、前示(四)のように、かつて賃料請求の訴を提起したこともあつて(もつとも、この訴は、前認定の証拠によると、取下とみなされて終了した。)本訴は、再度の訴訟でもあるので、少しの評価に判断することとする。

-方被控訴人が前示営業を営む組合に加入し共同事業者の一人として、業務を執 行したということは、他に特段の事情の認められない本件においては、本件建物賃貸借の方面からいえば、控訴人主張のように、賃借人たるBが被控訴人に対し、本件建物を転貸したものと解するに妨げなく、控訴人において、あらかじめ、本件建物のも様々なおましている。 物の転貸を許諾していたことは、当事者口頭弁論の全趣旨に徴し明らかであるの で、被控訴人は、右加入と同時に、以後本件建物の賃料の支払につき、転借人とし て直接賃貸人たる控訴人に対し義務を負うものというべきである。とはいうもの の、前説示のとおり、本件建物だけの賃料額は、不明であるし、被控訴人の支払うべき転借料額も、もとより明らかでないので、この理由からして、控訴人の請求は到底認容することはできない。かように、賃料債権のあることを認めながら、その額が明らかでないという理由で、請求を排斥するのは、本訴が二度目の訴訟でもあるので、当裁判所として、決してこのむところではない。しかし、ひるがえつて、考えると、控訴会社代表者Kは民事訴訟については相当の経験者であり(このことは、Kが個人として、表えいは同人が供表表なる控訴会社が出来表である。 は、Kが個人として、あるいは同人が代表者たる控訴会社が当事者である当裁判所 二民事部に係属する昭和三二年(ネ)第二〇号事件、同事件に現われる鹿児島地 方裁判所昭和二六年(ワ)第一三一号事件、その控訴審である福岡高等裁判所宮崎支部昭和三〇年(ネ)第一七号事件、同第二民事部に係属中の昭和三二年(ネ)第 号事件の外、同部に係属する昭和三二年(ネ)第七五九号事件等の審理を通じ 当裁判所に顕著なことである。なお、乙第三号証の訴訟を参照。)しかも、本訴は 法律専門家である弁護士を訴訟代理人に選任して訴訟を開始追行し、同代理人にお いて、前示(五)のとおり、本件四棟の建物全部の約定賃料が、月一五・〇〇〇円 であると主張したのを、再考の末、本件建物のみの約定賃料が、月一五・〇〇〇円 である旨改め、かつその証拠も提出援用している本件において(もつとも当裁判所 は、評議の結果これを採用できないとしたのであるが)、当裁判所または当裁判所の裁判長が、月一五・〇〇〇円の賃料は、四棟全部の賃料であつて、本件建物のみの約定賃料の存することは、認めがたいことを予じめ前提して、本件建物のみの相当賃料額についての証拠を提出申し出るよう釈明しなかつたにしても、これがたまれています。 め、釈明義務を怠り、ひいて、審理を尽さなかつた違法があるとは、いえないであ ろう。

つぎに、商法第二六条に基く控訴人の請求について判断する。

営業の譲受人が、譲渡人の商号を続用する場合において、譲渡人の営業によつて 生じた債務につき、譲受人もその弁済の責に任ずる旨の同条第一項の規定は、営業

されば、被控訴人に対し本件建物の賃料の支払を求める控訴人の請求は(当審における新たな請求を含めて)、すべて理由がなく、当該請求を排斥した原判決は結局相当で、控訴を理由なしと認め、民事訴訟法第三八四条・第九五条・第八九条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 秦亘 裁判官 天野清治 裁判官 山本茂)